

平成 2 6 年 4 月 1 日

平成 2 9 年 4 月 1 日一部改正

令和 4 年 3 月 3 1 日一部改正

令和 7 年 4 月 1 日一部改正

大津市高年齢者就業機会確保事業補助金交付基準

補助金の名称	大津市高年齢者就業機会確保事業補助金
補助金の交付目的	公益社団法人大津市シルバー人材センターが実施する高年齢者就業機会確保事業に要する経費の一部について補助金を交付し、高年齢者の就業機会の確保、生きがいの充実及び社会参加の促進を図るとともに、センターの育成を図ることを目的とする。
補助金の交付対象者	公益社団法人 大津市シルバー人材センター
補助対象経費	人件費、管理費及び事業費（別表のとおり）
補助金の額及びその算定方法又は補助率	別表のとおりとし、予算の範囲内において交付するものとする。
補助金交付事業の開始時期	—
補助金交付事業の終了時期	国の実施する高年齢者就業機会確保等事業による補助金の交付措置が終了するに至ったとき
様式	大津市高年齢者就業機会確保事業補助金交付申請書（様式第 1 号） （1）事業計画書 （2）収支予算書又はこれに代わる書類 大津市高年齢者就業機会確保事業補助金交付決定通知書（様式第 2 号） 大津市高年齢者就業機会確保事業補助金交付申請棄却（却下）決定通知書（様式第 3 号） 大津市高年齢者就業機会確保事業補助金交付決定取消通知書（様式第 4 号） 大津市高年齢者就業機会確保事業補助金交付決定変更通知書（様式第 5 号） 大津市高年齢者就業機会確保事業補助事業変更承認申請書（様式第 6

	号) (1) 変更後の事業計画書 (2) 変更後の収支予算書 大津市高年齢者就業機会確保事業補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第7号) 大津市高年齢者就業機会確保事業補助事業変更承認決定通知書(様式第8号) 大津市高年齢者就業機会確保事業補助事業中止(廃止)承認決定通知書(様式第9号) 大津市高年齢者就業機会確保事業補助事業変更承認申請棄却(却下)決定通知書(様式第10号) 大津市高年齢者就業機会確保事業補助事業中止(廃止)承認申請棄却(却下)決定通知書(様式第11号) 大津市高年齢者就業機会確保事業補助事業実績報告書(様式第12号) (1) 事業実績報告書 (2) 収支決算書 大津市高年齢者就業機会確保事業補助金確定通知書(様式第13号) 大津市高年齢者就業機会確保事業補助金交付請求書(様式第14号) 大津市高年齢者就業機会確保事業補助金交付請求書(様式第15号) 大津市高年齢者就業機会確保事業補助金交付決定取消通知書(様式第16号) 大津市高年齢者就業機会確保事業補助金返還通知書(様式第17号)
担当部署	大津市健康福祉部 長寿福祉課

別表

区 分	算 定 基 準 額	対 象 経 費	補助率
人 件 費	センターの person 費として市長が必要と認める額	職員基本給、職員特別給与、職員諸手当、社会保険料、厚生福利費、退職金掛金等	<u>10</u> 10
管 理 費	センターの管理運営のための経費として市長が必要と認める額	光熱水費、公租公課、使用料及び賃借料等	<u>10</u> 10
事 業 費	センターの事業のための経費として市長が必要と認める額	旅費、備品購入費、消耗品費、会議費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料、保険料、諸謝金等	<u>10</u> 10

様式第 1 号

大津市高年齢者就業機会確保事業補助金交付申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者 住所
団体名
代表者名

大津市補助金等交付規則第 4 条第 1 項の規定により、大津市高年齢者就業機会確保事業補助金の交付について次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
補助事業の目的及び内容	
補助事業の経費所要額	円
交 付 申 請 金 額	円
補助事業の着手予定年月日 及び完了予定年月日	着 手 年 月 日 完 了 年 月 日
添 付 書 類	1 事業計画書 2 収支予算書

大津市高年齢者就業機会確保事業補助金交付決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付けで申請のあった大津市高年齢者就業機会確保事業補助金の交付について、次の
とおり決定したので大津市補助金等交付規則第 7 条第 1 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
補助事業の目的及び内容	交付申請書記載のとおり ただし、 については、 とする。
交 付 決 定 金 額	円
交 付 条 件	1 大津市補助金等交付規則及び大津市高年齢者就業機会確保事業補助金交付基準の規定を遵守すること。 2 この補助金は、申請事業以外の目的に使用してはならない。 3 この補助金の使途等については、大津市監査委員等の監査を受けることがある。 4 以上各号に違反した場合は、補助金の一部、又は全部の返還を命ずることがある。

注) 補助事業の目的及び内容の項のただし書については、大津市補助金等交付規則第 5 条第 2 項の規定により補助金交付申請に係る事項について修正を加えた場合に記載する。

様式第 3 号

大津市高年齢者就業機会確保事業補助金交付申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付けで申請のあった大津市高年齢者就業機会確保事業補助金について、次のとおり
交付しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第 7 条第 2 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
補助事業の目的及び内容	交付申請書記載のとおり
交 付 申 請 金 額	円
交 付 し な い こ と と 決 定 し た 理 由	

様式第 4 号

大津市高年齢者就業機会確保事業補助金交付決定取消通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付け 大 第 号で交付の決定をした大津市高年齢者就業機会確保事業補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第 9 条第 5 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 金 額	円
取 消 金 額	円
取消後の交付決定金額	円
取 消 し を し た 理 由	

様式第 5 号

大津市高年齢者就業機会確保事業補助金交付決定変更通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付け 大 第 号で交付の決定をした大津市高年齢者就業機会確保事業補助金について、次のとおり交付決定を変更したので大津市補助金等交付規則第 9 条第 5 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 金 額	円
決定内容又はこれに付した 条件を変更する内容	
変 更 を し た 理 由	

様式第 6 号

大津市高年齢者就業機会確保補助事業変更承認申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者 住所
団体名
代表者名

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付決定のあった大津市高年齢者就業機会確保補助事業の変更の承認について、大津市補助金等交付規則第 13 条第 1 項の規定により次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
補助事業の変更の内容	
変 更 す る 理 由	
変 更 の 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	1 変更後の事業計画書 2 変更後の収支予算書

様式第 7 号

大津市高年齢者就業機会確保補助事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者 住所
団体名
代表者名

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付決定のあった大津市高年齢者就業機会確保補助事業の中止（廃止）の承認について、大津市補助金等交付規則第 1 3 条第 1 項の規定により次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
中 止（廃止）する理由	
中 止（廃止）の年月日	年 月 日
添 付 書 類	

様式第 8 号

大津市高年齢者就業機会確保補助事業変更承認決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市高年齢者就業機会確保補助事業の変更について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第 1 3 条第 2 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
変 更 し た 承 認 内 容	
承 認 年 月 日	年 月 日

様式第 9 号

大津市高年齢者就業機会確保補助事業中止（廃止）承認決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市高年齢者就業機会確保補助事業の中止（廃止）について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第 13 条第 2 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
中止（廃止）の承認年月日	年 月 日

様式第 1 0 号

大津市高年齢者就業機会確保補助事業変更承認申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市高年齢者就業機会確保補助事業の変更について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第 1 3 条第 2 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
補助事業の変更の内容	
承認しないことと決定した理由	

様式第 1 1 号

大津市高年齢者就業機会確保補助事業中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市高年齢者就業機会確保補助事業の中止（廃止）について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第 1 3 条第 2 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
承 認 し な い こ と と 決 定 し た 理 由	

大津市高年齢者就業機会確保補助事業実績報告書

年 月 日

(宛先)

大津市長

補助事業者 住所
団体名
代表者名

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市高年齢者就業機会確保補助事業の実績について、大津市補助金等交付規則第 1 4 条の規定により次のとおり報告します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
補 助 事 業 の 着 手 年 月 日 及 び 完 了 年 月 日	着 手 年 月 日 完 了 年 月 日
交 付 決 定 金 額	円
補 助 金 の 既 交 付 金 額	円
補 助 事 業 の 経 費 精 算 額 (補助対象金額)	円
添 付 書 類	1 事業実績報告書 2 収支決算書

大津市高年齢者就業機会確保事業補助金確定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市高年齢者就業機会確保事業補助事業について、次のとおり大津市高年齢者就業機会確保事業補助金の額を確定したので、大津市補助金等交付規則第 15 条の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 金 額	円
補助事業の経費精算額 (補助対象金額)	円
交 付 確 定 金 額	円

様式第 1 4 号

大津市高年齢者就業機会確保事業補助金交付請求書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者 住所
団体名
代表者名



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の確定のあった大津市高年齢者就業機会確保事業補助金について、大津市補助金等交付規則第 1 8 条第 1 項の規定により次のとおり請求します。

補 助 年 度		年度
補 助 事 業 の 名 称		
交 付 確 定 金 額		円
交 付 請 求 金 額		円
振 込 金 先 融 機 関	金 融 機 関 名	銀行・信用金庫・農協 支店
	口 座 番 号	普通 ・ 当座
	口 座 名 義	
添 付 書 類		

大津市高年齢者就業機会確保事業補助金交付請求書

年 月 日

(宛先)
大津市長

申請者 住所
団体名
代表者名 ⑩

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市高年齢者就業機会確保事業補助金について、大津市補助金等交付規則第 1 8 条第 2 項の規定により次のとおり事前交付請求します。

補 助 年 度		年度
補 助 事 業 の 名 称		
交 付 決 定 金 額		円
補 助 金 を 事 前 交 付 請 求 す る 理 由		
補 助 金 の 既 交 付 金 額		円
交 付 請 求 金 額		円
振 込 先 機 関	金 融 機 関 名	銀行・信用金庫・農協 支店
	口 座 番 号	普通 ・ 当座
	口 座 名 義	
添 付 書 類		

大津市高年齢者就業機会確保事業補助金交付決定取消通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市高年齢者就業機会確保事業補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第 1 9 条第 4 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 (確 定) 金 額	
取 消 金 額	円
取 消 後 の 交 付 決 定 (確 定) 金 額	円
取 消 し を し た 理 由	

大津市高年齢者就業機会確保事業補助金返還通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市高年齢者就業機会確保事業補助金について、大津市補助金等交付規則第 20 条第 1 項の規定により次のとおり返還を請求します。

返 還 金	円
返 還 理 由	
返 還 期 限	年 月 日まで
補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 金 額	円
補 助 金 の 既 交 付 金 額 及 び 交 付 年 月 日	円 年 月 日
交 付 確 定 金 額	円

（注）別添納付書により振り込んでください。なお、大津市補助金等交付規則第 19 条第 1 項の規定により交付の決定を取り消された場合において、返還期限までに納付されないときは、延滞金を納付しなければなりません。